## 第14回袖ケ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成26年3月18日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ケ浦市役所旧館 3 階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 25名

1番 山 口 忠 雄 2番 関 憲夫 3番 髙 浦 芳 一 進 6番 渡 邊 久 芝 4番 篠 原 覚 5 番 柳井 9番 佐久間 政 男 7番 渡 邉 邦 男 8番積田雅美 10番 多 田 總一郎 11番 山 下 和 彦 12番 宮 嶋 十 郎 13番 中川 喜一郎 14番 板 倉 保 15番 佐久間 正 夫 16番 奥 野 政 義 17番 川 島 三 夫 18番 川名康 夫 19番 佐久間 保 夫 2 1 番 御 園 豊 22番 葛田 吉 弥 2 4 番 渡 邉 喜 一 25番 長谷川 重 義 26番 藤 井 幸 光

- 27番 榎 本 雅 司
- 5 欠席委員 1名 20番 地 引 正 和
- 6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長 森副参事 鈴木主幹

開 会

平成26年3月18日午後3時00分 開会

○議長(中川喜一郎君) ただいまより第14回農業委員会総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、26名中25名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。20番、地引正和委員。

## 議事録署名委員の指名

○議長(中川喜一郎君) 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

3番、髙浦芳一委員、4番、篠原覚委員を指名いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めますが、議案第1号の1ないし議案第1号の2は、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1及び2についてご説明申し上げます

議案1ページから2ページをごらんください。本件は、平成26年3月5日付で提出がありました。 議案第1号の1ないし議案第1号の2につきましては、蔵波で営農している農家の方が経営の拡大を したいとする案件で、労働力不足により農地を整理したい方から農地を取得したいとするものと、親 戚の農業者が労働力不足とのことからこれまで農作業を手伝っていましたが、使用貸借により借り受 けし、みずから営農したいとのことです。

議案第1号の1の下新田は売買により取得し、議案第1号の2は、百目木、横田、戸国飛地の農地を使用貸借により借り受けし、使用貸借の期間は10年です。

会議資料1ページが所有権移転、2から5ページに使用貸借権設定に係る位置図を添付しています。場所は、会議資料1ページが下新田字島合、2ページが百目木字台、3ページが横田字南上堰、4ページが横田字惣代町、5ページが戸国飛地字東新田です。

現地を確認いたしましたところ、耕作、管理等されておりました。

会議資料6ページから7ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地がありますが、周囲の宅地化の影響により進入路がなくなり、耕作に行けない土地とのことです。

農業用機械については、耕うん機、トラクター、農用車、農機具を搬送できるセルフローダーを保

有し、田植え機、コンバイン、乾燥機、もみすり機は借用して作業するとのことです。

また、百目木に親戚がおり、田植え機を借り、所有する耕うん機の1台を親戚宅にて保管しているとのことです。現在耕作している農地と居住地に対しまして、申請された圃場が分散することから効率的な耕作が可能かどうか確認いたしましたところ、農機具を運搬できる車両があり、順番に作業していくので、耕作できるとの回答をいただいております。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で840日とのことです。

下限面積要件につきましては、現に耕作している農地と合わせて、今回売買と使用貸借権の設定が 許可になりました場合は、50アール要件を満たします。

田については、これまでどおり水稲を作付するとのことです。畑では、現在も蔵波で栽培している ものと同じく大根を作付していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、次に、担当地区委員の意見及び現地調査 の報告を求めます。

14番、板倉保委員。

○14番(板倉 保君) 14番、板倉です。調査報告いたします。

先日15日午前11時、譲受人代理人の さんと申請地で会い、話を伺いました。申請地は、総会 資料の位置図にあるように、根形小学校の西側、広域農道との中間地点にあり、今まで水稲を作付さ れており、良好な状態で、きれいに耕作されています。

譲渡人は、今までこの土地を貸し付けていましたが、自分で耕作することもできず、また稲作も労働力不足ということで手放すとのことです。

権利者譲受人の さんは、代理人、 さんの母親とのことで、実際の耕作は さんが行うと のことです。 さんは経営拡大に意欲的で、また今住んでいるところより今回耕作地まで離れては いますが、このくらいの距離はそれほど苦にならないとの話をしておりました。また、耕作する上で は、その地域との調和に努め、慣例に従い、遵守するとのことです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、2番、関憲夫委員。
- ○2番(関 憲夫君) 2番、関です。

3月14日、19番の佐久間委員と さんと会い、現地を確認して回りました。いずれもきれいに 耕作されていました。今後も引き続いてこのような状態に管理していきたいと話しておりました。農 業になかなか意欲的な若者でありました。

よろしくご審議をお願いいたします。

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、19番、佐久間保夫委員。
- ○19番(佐久間保夫君) 19番、佐久間です。

3月14日、今、関さんがおっしゃったとおり、2人で代理人の さんに会いまして、現地を確認いたしました。現地は、きちんと耕作されておりました。きれいな状態で問題ありませんでした。場所は、議案資料のところにある場所の位置図にありますが、農機具とか耕作面積とかは、先ほど事務局の鈴木さんが読み上げたとおりでございます。 さんは、40という若さで農業に対する意気込みが非常にすごく感じられまして、前途が大変明るい青年でした。

以上の観点から、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をお願いします。以上です。

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。 25番、長谷川重義委員。
- ○25番(長谷川重義君) 25番です。3月15日10時に譲受人宅に出向きまして、代理人である息子さんから説明を受けたところでございます。譲受人の さんは、実家のお兄さんの名義の農地を耕作して一緒にやっているわけですけれども、農機具等は実家のものを使用しているということです。おいとかめい、あるいは息子さんなど、兼業ではあるけれども、従事者、農業ができる人がいるので、規模をもっと広げたいという考えをいつも持っていたそうです。たまたまインターネットのサイトで見ていたら、下新田の物件が出ていたということで、ちょうどいいということで拡大をするために購入しようとしているということでございます。

譲受人の家庭では、旦那さんも息子さん、お嫁さんも耕作を手伝っておりますし、特に息子さんは、 先ほども出ていましたけれども、若くて、実際自分はとびを経営しているのですけれども、農作業の 時間は自分で自営だから自由にできるのですよということで、これからもできるなら少しずつ広げて いきたいなということを話して、非常に意欲的に思われました。

また、2の1から2の5についても、譲受人については同様でございます。今の形で同じですが、譲渡人の さんは、譲受人の旦那さんのおいに当たるということで、今までも手伝っていたそうなのですけれども、 さんが ということをなりわいにしているということで、農業に従事する時間が非常に限られるということで、今回こういう形で さんのほうにお願いしてやってもらいたいということだということです。 さんも、息子さんも非常に意欲的で、特に畑については、年中草取りとかなんとかやっているわけではないので、時間は自由にとれますよと、これからもこれ以上にもっとあれば、また広げたいというような非常に意欲的な話をしていましたので、問題ないものと考えていますので、よろしくご審議お願いします。

- ○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。 はい、どうぞ。
- ○24番(渡邉喜一君) 24番の渡邉ですけれども、私が1つ質問したいのは、あちこち飛び地になっているのだけれども、そのときに、例えばトラクターで代かきしたとか、そういうとき、必ず土がぼたぼた落ちるのだけれども、結局メーン道路を通るようになるのだけれども、そういうことの心配とい

うのはどうなのだろうか、その辺確認されましたか。

- ○議長(中川喜一郎君) 鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) 一応道具の搬入については確認はしたのですけれども、そのときに農業機械を完全に乗せられるローダーを使うということだったので、移送のほうについては確認したのですければも、道路に泥が落ちるとかという部分、そこのところまでの話はしておりません。
- ○議長(中川喜一郎君) どうぞ。
- ○24番(渡邉喜一君) では、車に乗せて、トラックか何か知らぬけれども、そういうところに乗せるから、もうメーン道路なんかにぼたぼた泥なんか落とさないという、そういう感じでいいのですかね。というのは、百目木地区なんかも、広域農道の脇の歩道というか、そういうところへよく泥落ちると、学校の生徒の自転車がその泥とか何かに滑ってだめだから、きれいにしてくれとよく言われるのだけれども、今回なんかだったら、蔵波から下新田から横田から百目木からあちこち移動するのだけれども、農業やっている人は多分わかると思うのだけれども、その辺の心配がなければ別に問題ないと思うのだけれども、そういうことで質問したのです。
- ○議長(中川喜一郎君) あと、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の1ないし議案第1号の2について賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の1ないし議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3についてご説明申し上げます。 議案3ページと、総会資料8ページ、9ページに本件に関する資料を載せております。本件は、平 成26年3月3日付で提出がありました。申請内容は、木更津市在住の方が農業者年金制度に基づき、 経営移譲年金を継続して受給するため、農地を同一世帯の後継者へ使用貸借しようとするものです。 設定しようとする権利の種類は使用貸借権でございます。期間は10年です。

木更津市農業委員会にも同様の申請がなされております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、経営移譲年金を受給するための申請ですので、担当 地区委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定します。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局(鈴木良宏君) 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の4についてご説明申し上げます。 議案3ページをごらんください。本件は、平成26年2月28日付で提出されました。申請内容につき ましては、譲渡人は農業を廃止したいとのことであり、譲受人は自作地に隣接している農地であり、 耕作に便利であるとのことから取得したいとのことです。

会議資料10ページの位置図をごらんください。場所は、横田字竹井林前です。現地を確認いたしま したところ、耕作されておりました。

会議資料11ページに所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。農地法第3条の許可基準であります全部効率利用要件につきましては、耕作していない土地はありません。農機具等については、経営地を耕作する上で必要となる機械を保有しているものと思われます。

農作業常時従事要件につきましては、世帯で1,180日とのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。自作地に隣接した田であり、今後も田として耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の 報告を求めます。

1番、山口忠雄委員。

○1番(山口忠雄君) 1番、山口です。去る3月13日午前8時に申請人の父親であります さんとお会いして説明を受けました。申請場所は、圃場整備の終わりました横田耕地の西側に位置して

おります。譲渡人、譲受人の両 家は親戚同士で、この土地は以前から譲受人の 家が耕作しております。 家は 地区では指折りの大農家でありまして、父親の さん、申請人の長男さんは、ともに認定農業者になっており、 、 、 を栽培し、

もしております。

皆様のご審議をお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔替成者举手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4ついては許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。 議案第2号の1について事務局の説明を求めます。 森君。
- ○事務局(森 博君) 事務局、森です。議案第2号の1についてご説明いたします。

議案4ページをごらんください。本件は、市内在住の所有者が専用住宅用地として転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件についは平成26年3月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、市立吉野田保育所の南側に位置し、小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

当該地の具体的な利用については、総会資料13ページに土地利用計画図を添付してあります。今回の申請については、相続した農地に非農家分家として住宅を建築しようするものであります。

総会資料14ページに現地の写真を添付しております。今回の計画地の隣接地について、農地として利用されていない状況にありましたが、今回の建築計画の施工に当たり、農地として復元し、継続して耕作できるよう、維持管理していくとのことであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、次に担当地区委員の意見及び現地調査の 報告を求めます。

18番、川名康夫委員。

○18番(川名康夫君) 18番、川名です。3月17日に の 営業所の さんと会いました。それで、いろいろ説明を受けました。この場所は吉野田なのですけれども、 のすぐ脇にあります。現地は埋め立てられて、砂利が敷き詰められていました。この砂利を剥がして農地として使いますよということを説明を受けました。実家のほうは、次男の方が継ぐので、私はここに分家を建てたいということで、今回の申請となったと説明を受けました。

どうかご審議のほどよろしくお願いします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。 よって、議案第2号の1については許可相当と決定します。

## 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。 議案第3号の1についてを議題といたしますが、議案第3号の1ないし議案第3号の11は、関連が ありますので、一括して事務局の説明を求めます。 森君。

○事務局(森 博君) 議案第3号の1ないし議案第3号の11についてご説明いたします。

議案5ページから9ページに本案件を記載しております。本件は、 市の法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借及び使用貸借により借り受け、農地21筆で2万2,108平方メートル、その他山林等11万6,143平方メートルと合わせて13万8,251平方メートルの計画区域内に太陽光発電施設を建設しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件について

は、平成26年3月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ケ浦椎の森工業団地の南東約400メートルに位置し、耕作されていない農地もありますが、面的な広がりのある農地に近接し、山林などの分断要素も見受けられ、農地性の判断が難しいところでありますが、第1種農地と判断しております。第1種農地では、転用目的に制限があり、太陽光発電施設用地への転用は、条件を満たした場合に許可されるところであり、今回の案件については、第1種農地での転用の例外の中で、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであることとの例外があり、これに該当する場合で、第1種農地の面積が開発面積の3分の1を超えない場合には、この例外に該当するとされており、今回の計画では、第1種農地の面積は、開発面積の約6分の1であることから、この例外規定に該当するものと思われます。

今回の計画区域については、資料16ページのとおりであり、少し濃くなっている箇所が農地であり、 その周辺は山林となっています。

17ページに太陽光発電施設のパネル設置の図面を添付しております。この配置により、合計 1 万8,096枚のパネルの設置が計画されております。

排水関係については、汚水雑排水は発生せず、雨水については、17ページのパネル設置の図面の左上に調整池を設け、排水抑制し、久保田川に排水する計画であります。

この転用については、隣接農地は1筆のみであり、所有者に了解されているとのことでありました。 説明は以上です。

〇議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、14日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会副委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

髙浦運営委員会副委員長。

○運営委員会副委員長(髙浦芳一君) ご報告します。

議案第3号の整理番号第1号から11号につきましては、譲受人が譲渡人から賃貸借及び使用貸借により転用し、隣接する山林などとともに造成して太陽光発電施設を設置しようとするものであります。 3月14日に運営委員会を開催いたしまして、現地の調査及び関係者から状況の確認とともに審議を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、申請者及び申請代理人と申請地の担当委員である中川喜一郎委員、山下和彦委員にもご出席いただき、午後2時15分から実施いたしました。現地では、申請地の確認とともに、申請者と施設の設計担当者などから地権者の意向や事業計画の考え方についての確認を行いました。詳しい申請地につきましては、資料、総会資料15から16ページに示すとおりでありまして、袖ケ浦福祉センターながうらワークホームの北側に位置します代宿地区にまとまった1区画でございます。この農地は、約10年前に盛り土により造成され、農地として復元されているという場所でございますが、平た

ん地でありますけれども、近年耕作の継続的な実態は確認はできませんでした。

審査会には、申請者と代理人及び担当農業委員にご出席をいただき、午後3時15分から市役所会議室において行いました。事務局から議案説明を受けた後、申請者並びに代理人に申請事項の説明を求め、事業計画書により説明を受けました。

続いて、各委員から質問があり、申請者、設計担当者などから説明をいただきましたので、その主な内容についてご報告いたします。

まず、1点目ですが、今回の申請規模は、従来のものに比較してどのような規模になるのかという問いにつきまして、申請者が、譲受人が設置した施設としては最大規模であり、太陽電池容量では5,300キロワットを超えるものであるとの話でした。

2つ目として、施設が3つの区域、北サイト、中央サイト、南サイトに区分されているが、このように区分したのはどのような理由なのかという問いです。その答えは、発電容量が大きいことから、3つの区域に受ける変電設備、受変電設備を設けて、送電に支障を起こさないように設計したものであるとの話でした。

次に、事故防止のため、フェンスの設置についての計画はどのようなものかに対しては、周囲に高さ1.8メートルのフェンスを設置して、変電設備はさらにフェンスで囲むこととしているとのことでした。

次に、太陽光パネルの下の面、GL部分ですけれども、その管理はどのようにする予定なのかという件につきまして、パネルの下には低いたけの草の種をまき、定期的に草刈りを行い、通路は砕石などを敷きますということでした。設置する施設は太陽光パネルだけですかとの質問に対して、パネルが約1万8,000枚、ほかに変電施設を3カ所に設置しますとの答えでした。

次に、事業計画書の土地選定理由に埋め立てなどの造成工事が必要ないとあるが、整地をするだけで全く造成は必要ないのですかとの質問に対して、土地はほとんど平たん地であることから、外部からの土は搬入しませんと、区域内で盛り土と切り土を行い、そのトータル的な土の量は4万立方ぐらいを見込んでいるとの話でした。

次に、農地の賃貸契約期間が21年間となっているが、その後の契約についてはどのようになっていのかとの質問に対して、20年後は現状に戻し、返還することが現在の契約内容である、パネルの発電機能が当初の80%保証されているということから、20年後の時点で再契約をするのか、解約するかは、今現在何とも言えないというお話でした。

次に、雨水の排水対策として、調整池を設置する計画が入っていますが、昨年のような集中豪雨で対処は、対応できるかとの質問に対しては、通常の豪雨、一般的な豪雨については十分対応できる設計である、ただ、昨年のような、また予期しないような豪雨については、現時点では何とも言えないというお話がありました。

施設の保守点検はどのように行うこととなるかということにつきましては、パワーコンディショナ

ーという機器については月1回の定期点検を行う、またまれに見られるパネルの損傷、これは鳥がくわえてきたものをパネルの上におっことして、パネルの表面が破損する事例があるそうですが、そのような場合には、定期的な発見のときに随時補修をするという回答をいただきました。

以上のような質問を受けた後、討論をいたしましたが、まず1つ、許可基準に適合はするということが1点と、事業の実効性がうかがえるということにつきましては意見の一致を見たところであります。ただ、そのほかに計画区域内に、今回申請がありました21筆以外にも農地が存在する可能性があるのではないかということで確認をいたしましたところ、ほかにも何筆かあるということでありましたので、その確認をするように指示をいたしました。最終的なその確認の結果によって、農地が存在しているのか、またしていたら関係書類の提出、追加提出を求めることとしまして、今回につきましては、その追加提出される書類を確認した上で、最終的な農業委員会の判断をすることが適当であるという意見の一致を見ましたので、議案第3号の整理番号1から第11号につきましては、継続審査をすることといたしました。

以上、報告いたします。

- ○議長(中川喜一郎君) ただいま運営委員会副委員長より継続審査との報告がありました。 継続審査とすることについて、質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○22番(葛田吉弥君) 22番、葛田です。この写真に出ている土地は農地ですか、それとも山林ですか。
- ○事務局(森 博君) こちらについては、農地です。農地の地目の部分を撮影しておりますという ご回答でよろしいでしょうか。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○22番(葛田吉弥君) 前にもよくあったのですけれども、農地だったら、通常なら草を刈ったり何か するべきことだと思うのですけれども、今回はそのまま認めてしまうということですか。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○運営委員会副委員長(髙浦芳一君) 現地を確認した者としてお答えしますが、現地は枯れたアシがたくさん繁茂しておりました、その中で地権者、または今回の事業者等が出入りするたびに通路、けもの道というような表現が適切かと思いますが、通路がありまして、あえて改めて全体を、要するに現地がわからないような状況ではなかったので、私どもは草刈り等をしなさいということはお話はいたしませんでした。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○24番(渡邉喜一君) 24番の渡邉ですけれども、18ページの写真のようなあれで、こんな状態でおとがめというか、そんなものがないということであれば、今後の農地パトロールとか、もろもろのところに影響をしてくるのではないかなというふうに思うのです。本来は、やっぱりある程度申請するの

だったら、きちっと草を刈らして、最小限の気持ちを示したほうがいいと思うのです。こんな状態で、はい、どうぞ、どうぞと言ってやっていたら、農地パトロールで、あんな草だらけのやつを何のおとがめなしで通したではないかという、そういう話も出てくると思うのだけれども、そういう影響力というのは大きいと思うので、必ず申請するところは、つくっていないところはしようがないけれども、ある程度誠意示して、片づけてから申請させるとか、そういう指導をすべきだと思いますけれども。

- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○事務局(森 博君) 今回いただいたご指摘は、今回初めてではないことは承知しております。過去にもご指摘をいただいた際に、同じような対処をさせていただいたかと思うのですけれども、農地法3条で、農地を農地として権利移動する場合には、もちろん農地でなければなりません。それは皆さんご承知のとおりだと思います。今回のこの案件については、この許可をいただいた後には、太陽光発電施設用地になるということで、20年先には農地として返還のお話もございますけれども、当面は農地とならないと。だからといってよいかというところはございませんけれども、ただちょっとこれを適切な管理をして申請に結びつける、今回の面積、広大な部分もございますので、若干難しい面、若干といいますか、難しい面があろうかと思います。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑ございますか。
  はい、どうぞ。
- ○24番(渡邉喜一君) 難しくても、一応は刈ってくださいとか何かという、そういう指示は今までされたことはないのですか。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○事務局(森 博君) こちらの案件ではございませんが、指示を、お願いをしたことはございます。 その際の反応としては、余りいい受けではなかったというところがございました。というのも、許可 になるかわからないのに、そこに労力をつぎ込むのはいかがなものかというところのご意見をいただ きました。が、お願いしますよというところで、そこは切り返して、もうそこで終わったのですけれ ども、そういうやりとりは過去にはございました。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに。
- ○25番(長谷川重義君) 1つお聞きしたいのですけれども、25番、長谷川ですけれども、これは農地 調査なんかのとき、昨年にやりましたよね。ああいうときにはどういうふうな形に出ていたのか、わ かりますか。
- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○事務局(森 博君) 遊休農地として捉えてございました。
- ○議長(中川喜一郎君) はい。
- ○25番(長谷川重義君) そのとき、その結果としての指導は、まだやっていないところは、既に何か

指導とかそういうのをやってあるのか、その辺をお伺いします。

- ○議長(中川喜一郎君) はい。
- ○事務局(森 博君) 今回の調査で把握した遊休、こちらについての指導はまだしてございません。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかにどなたか。

はい、どうぞ。

○22番(葛田吉弥君) 22番、葛田です。過去に不動産業者が農地を宅地にするということで話があったときに、草刈らないからということで、却下するよというような話でしたけれども、刈りますからというようなことで刈ってもらった例もあるのです。だから、本来からすれば、農地であれば刈るべきのが筋だと思うのですよ。だから、それをやります、できるとかできないとか、うのみで流してしまうというのは、余りにも軽率過ぎるのではないですか、と私は思います。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、この件は運営委員会の報告は継続審議との報告がありました。そういうことでありますので、議案第3号の1ないし議案第3号の11については、継続審査とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 全員でございます。

よって、議案第3号の1ないし議案第3号の11については継続審査と決定いたしました。

次に、議案第3号の12について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 議案第3号の12についてご説明いたします。

議案9ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成26年3月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料19ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化区域に近接し、袖ケ浦駅から約400メートルの位置にあることから、第2種農地と判断されます。

建物の配置については、総会資料20ページのとおりであり、排水については道路占用許可の申請がされており、汚水は合併浄化槽で処理し、既設の側溝へ、また雨水についても既設の側溝へ排水される計画となっています。

総会資料21ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告

を求めます。

26番、藤井幸光委員。

○26番(藤井幸光君) 26番、藤井です。議案第3号、12の1、5条の申請です。今紹介しましたとおり、19、20、21ページの図面を見てください。所在地は、奈良輪榎戸 で、譲渡人は、奈良輪番地の で、譲受人は、奈良輪 番 、 です。

今アパートに住んでいますが、子供が生まれたために手狭になったということで新築したいということでございます。3月13日午前10時に代理人の さんの説明を現地にて受けました。建物は2階建てで、170平米で、水道は市、電気は東京電力、ガスはプロパン、排水は合併集中浄化で、GLは現在の現状のままで建築するということでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決をいたします。議案第3号の12について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の12については、許可相当と決定します。

次に、議案第3号の13について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 議案第3号の13についてご説明いたします。

議案9ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から申請地を買い取り、 農地3筆で合計7,758平方メートルの計画区域内に戸建て住宅29棟を建築し、建て売り分譲したいと する案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成26年 2月3日に申請書の提出がなされております。

本件については、平成26年2月14日開催の農業委員会運営委員会にて審議いただき、同19日に再度 審議をいただき、継続審議となり、その後開催の2月19日の総会においても継続審議となった案件を 本日改めて審議いただこうとするものです。

総会資料22ページの位置図をごらんください。申請地は、 の西側約130メートルに 位置し、東側、北側は市街化調整区域であるものの、宅地開発事業により住宅が建ち並んでいること から、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料23ページのとおりであり、排水関係については、汚水雑排水は合併浄化槽を経て道路側溝へ、雨水については、雨水浸透貯留施設を設置の上抑制し、オーバーフロー分を道路側溝へ排水する計画であります。

この開発に係る一連の協議関係では、開発行為許可申請書が平成26年1月31日に君津土木事務所に 受け付けされております。

隣接農地としては、譲渡人自身の農地しかないとのことでありました。現地の写真は24ページのとおりです。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 本案件につきましては、14日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会副委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

髙浦運営委員会副委員長。

○運営委員会副委員長(髙浦芳一君) ご報告いたします。

議案第3号、整理番号第13の1から13の3について、譲受人が譲渡人から売買により畑を建て売り 分譲住宅へ転用しようとするものであります。この件につきましては、2月19日の総会におきまして 継続審議となった案件であります。

3月14日に運営委員会議を開催いたしまして、現地調査及び関係者からその継続審議案件となった 内容等を踏まえて、現地調査とともに審議を行いました。その結果と経過についてご報告を申し上げ ます。

まず、継続審議となりました現地の確認につきましては、先月の総会でご報告いたしましたとおり、 平成24年8月に今回の申請者が申請し、許可された許可済み地が適正に完了されていなかったという ことから、その進捗について確認をいたしました。審査会には、申請者及び代理人に出席をいただき、 午後4時30分から市役所会議室におきまして審査を行いました。

審査会は、事務局からの議案説明の後、譲受人、代理人に対して各委員から質問があり、譲受人及び申請代理人から説明を受けました。その主な内容については次のとおりでございます。まず1点目、前回の運営委員会、2月の19日のことですが、前回の運営委員会では、許可済み地の建設は27年3月には完成する予定であるとの説明であったが、いま一度詳しく説明を願いたい。この件につきましては、昨年までの消費税や文化財の調査などの問題があり、予定どおりには進んでいなかった、ことし5月から建築工事に入り、確実に来年3月までには完了いたしますとの答えでした。

消費税の問題や文化財の調査終了時期の問題については、当初の計画に対しておくれおくれとなった事実があるものの、25年8月20日に建築工事が着手されているので、全体工期のおくれは4カ月から5カ月ではなかったのではないですかとの質問に対して、答えは、増税の動きなどから建築材料の調達が予定どおりできなくなり工事がおくれてしまった、深く反省しています。今後は確実な事業を

進めていくことといたしますというお話をいただきました。

3つ目として、現時点、分譲住宅の建築戸数が2棟であるが、16棟のうちの2棟という意味ですが、 株式会社 とはどのような関係ですかとの質問です。全く関係はありませんと の答えでした。

4つ目として、現在建築が進んでいる2棟の住宅は、建築主が個人として進められているが、どのような経過なのかとの質問に対して、土地購入者が自分の思いで建築をしたいとのことであったので、土地を分譲したものであるとのお答えでした。

5つ目として、計画の残りの14棟の建て売り住宅の分譲は、どのような計画で進めていくこととしていますかとの質問に対しては、不動産業者などと連携をして、早く土地を分譲していきたいということでありました。

6番目として、 地区は、建て売り分譲住宅の転用として申請許可されたが、造成地には分譲地、 立て看板として、分譲地(株式会社不動産)の建て売り看板が設置されていましたけれども、なぜで しょうかという質問ですが、土地の分譲というのは自分だけではできない、いろいろな方に協力をし てもらっていることから、看板を立ててあったという話でした。

7番目として、 地区の転用申請は、16棟の建て売り分譲住宅を建築したいとの申請を受けて、 農業委員会は許可したものでありますよと、宅地分譲との認識であるということは適切な考えとは言 えませんが、どのように申請をして考えているのですかという確認の質問がありました。その答えと して、その点については、認識違いであり、これからは申請の事業内容に基づいて、きちんと実行し ていくことといたしますと説明がありました。

最後に、2月に、2月というのは、今現在審議をしていただいております総会の議案であります 地区の29棟の建て売り住宅の分譲につきましては、土地の造成や建築申請など、どのような計画で 進めていくこととしていますかとの質問に対しましては、申請どおり事業を進めていくことといたします。万が一計画どおり進まない部分があったときには、きちんと手続をさせていただきますとの説明がありました。

討論の結果、今回の申請に当たっては、農地の区分ごとの許可基準である立地基準には問題はないものと認められること、また農地の区分にかかわらない許可基準であります一般基準、農地の申請者の許可済み地が適正に完了されていないことにつきましては、申請と許可に当たっての解釈上の相違が確認されたことと、今後適正に完了するとの説明があり、信用するに値するという討論の結果を見ました。今後農業委員会として許可した案件には、継続的にその進捗を確認していく必要があるとの意見もつけ加えられたところであります。

採決の結果、議案第3号、整理番号第13号の1から第13号の3については、出席した運営委員全員 一致にて許可すべきものとの意見に至りました。

以上、ご報告いたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第3号の13について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の13については、許可相当と決定します。

次に、議案第3号の14について事務局の説明を求めます。 森君。

○事務局(森 博君) 議案第3号の14についてご説明いたします。

議案10ページをごらんください。本件は、木更津市の君津広域水道企業団が袖ケ浦市蔵波地先にある北部調整池から木更津市金田までの送水を行うため、送水管布設工事を進めており、浮戸川に水管橋の設置を行うに当たり、堤防上の既存の道路が使用できなくなるための仮設道路の確保及びその工事を施工する際に、大型建設機械の進入やプラント設置のための用地の確保として、水管橋設置の隣接地を賃貸借により借り受け、工事期間中一時転用しようとする案件です。

土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成26年3月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料25ページの位置図をごらんください。申請地は、 の隣接地であり、農業振興区域内農用地です。今回の申請内容では、申請地内の田を山砂にて盛り土し、市道 線と同じ高さにして、作業用車両などの通行を実現しようとするものであります。転用期間としては、平成27年3月31日までを予定しており、目的達成の後は盛り土した土砂の一部を撤去し、地権者の意向により、畑として地権者に返す計画となっております。現況田を畑とすることについては、軽微な農地改良の届け出の基準に合致する計画であることから、この転用事業の目的達成の時期に、軽微な農地改良の届け出がされる予定となっております。工事期間中の当該地の具体的な利用については、総会資料26ページに土地利用計画図を添付しております。

現況の写真は総会資料27ページのとおりであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告

を求めます。

10番、多田總一郎委員。

○10番(多田總一郎君) 10番、多田です。事務局と説明が重複しますが、本件は、君津広域水道企業 団による水道管布設に伴う農地の一時転用であります。去る11日に企業団 氏立ち会いのもと現地 調査を行い、水田762平米に盛り土1メートルほど及び鉄板を敷き、大型建設機の進入、プラント設 置のための用地が必要となることから、市道及び堤防高と同程度の盛り土を行い、仮設道路や作業ヤードを設置する予定であります。なお、隣接する農地の耕作者には説明済みとのことでした。また、 坂戸市場地区に回覧板等で周知をしたいとのことでした。

次に、工事期間でございますが、本年6月1日より平成27年3月31日までです。工事終了後は現場を復元し、畑として利用、サツマイモの作付をしたいとのことでした。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決いたします。

議案第3号の14について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の14については、許可相当と決定します。

次に、議案第3号の15について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 議案第3号の15についてご説明いたします。

議案10ページをごらんください。本件は、埼玉県在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成26年3月5日に申請書の提出がなされております。総会資料28ページの位置図をごらんください。申請地は、小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料の29ページのとおりであり、計画区域内に192枚のソーラーパネルを設置しようとするものであり、排水については、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然

浸透とする計画であります。外周にはフェンスを設置し、被害防除に努める計画となっています。 総会資料30ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。補足説明をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、3月14日10時に現地説明を受けました。代理人であります 行政書士からの説明でございますが、現地につきましては、今事務局申されましたように、このまず位置なのですが、409の高谷林境頂上から 方面に坂を上がって約300メートル入ったところの現地でございます。この現地につきましては、30ページと33ページの写真が載っておりますけれども、このようにきれいに日ごろは管理されております。ただし、農作物はここ数年つくってはおりません。両者ともきれいに作物をつくらないが、管理はされておりました。そして、この2件目の さんの転用理由の一番右側に書いてありますが、南北に傾斜しておりと書いてありますが、これは南北ということになると、南と北ですから、正反対な土地になるわけです。というのは、直角に右と左と正反対になりますが、この土地は、西北向きの傾斜になっております。この説明では、これはちょっと説明違うかなと思っておりますので、これは代理人である行政書士のほうに、事務局から注意をしておいていただきたいと思います。南北でなくて、西北傾斜でございます。

そのような形でありますが、これはここに書いてありますように、株式会社 さん、これは神奈川の横須賀にあるそうですけれども、この会社が仲立ちをして、この土地をこの譲受人にあっせんするという案件だそうでございます。この地域は、大分太陽光が今活発に設置されております地域でございますので、ひとつ皆さんのご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第3号の15について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の15については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の16について、事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 議案第3号の16についてご説明いたします。

議案10ページをごらんください。本件も埼玉県在住の個人が市内在住の所有者から農地を売買によって取得し、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。なお、本件については、平成26年3月5日に申請書の提出がなされております。

総会資料31ページの位置図をごらんください。申請地は、さきの議案第3号の15に隣接する農地であり、小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用計画については、総会資料32ページのとおりであり、計画区域内に192枚のソーラーパネルを設置しようとするものであり、排水について、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とする計画であります。外周については、先ほどの案件同様フェンスを設置し、被害防除に努める計画となっております。

総会資料33ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

21番、御園豊委員。

○21番(御園 豊君) 21番、御園でございます。先ほどちょっと触れましたけれども、この案件は、 先ほどの土地に隣接している土地でございます。ぴったりとくっついておりまして、地形も同じよう な地形になっております。先ほど話しましたけれども、農家であり農地でありますが、農作物はこの 数年つくっておりません。しかし、きれいに毎日管理しているようでございます。

そして、先ほどちょっと触れましたけれども、先走って触れましたが、一番右側に南北に傾斜しておると書いてありますけれども、これは西北に傾斜している土地でございます。これは訂正しておいていただきたいと思いますが、この土地につきましては、隣接地とこの土地あわせてソーラーパネルをやるというような、同一人がやるそうでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(中川喜一郎君) 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番(渡邉喜一君) 24番の渡邉ですけれども、ちょっと勉強のために聞くのだけれども、こういう 太陽光発電というのは、例えば何か先ほど鳥が壊したら云々という話があったけれども、そういうと きは、例えば壊れたら絶縁が流出するとか、何か有害物質が出るとか、そういうことはあり得るのですか。というのは周辺の農地に影響が出ないかどうか、それを心配なので、ちょっとお尋ねします。

- ○議長(中川喜一郎君) はい、どうぞ。
- ○3番(高浦芳一君) 3番、高浦でございます。私ども運営委員会が担当した案件の中では、今渡邉 委員が懸念される件がありましたので、確認をさせていただきました。太陽光パネルの構造からして、 表面そのものというのは、普通の落下物ではまず割れないということでありましたが、飛来物、説明 をしていただいたときの言い方は、鳥が、例えばカラスがくわえてきたやつを落とした、そういうことでひびが入る程度であっても、中まで、表面のパネルがひびが入ることはあっても、中の機械、発電施設、あれは専門の言葉言っていましたが、そのところまで破損するということはまず普通は考えられません。万が一破損をした場合でも、液晶みたいなのが流れ出ることもありませんというお話でした。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) ほかにありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の16について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の16については、許可相当と決定いたします。

休憩いたします。

休 憩

再開

○議長(中川喜一郎君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第4号 平成25年度第12次農用地利用集積計画承認の件

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第4号 平成25年度第12次農用地利用集積計画承認の件を議題としますが、議案第4号については、委員本人に係る案件がありますので、農業委員会法第24条の規定により、議事参与できませんので、審議が終了するまで関係委員の退席を求めます。

番、委員。

〔番 委員退席〕

- ○議長(中川喜一郎君) 議案第4号について事務局の説明を求めます。鈴木君。
- ○事務局(鈴木良宏君) それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

今回の申請は、利用権の設定が11件で400.56アールとなっております。個々の内容につきましては、 記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書(案)9ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。 さんですが、申請面積は3.27アール、株式会社

ですが、申請面積は14.69アール、 さんですが、申請件数は4件で、申請面積の合計は106.13アール、 さんですが、申請件数が2件で、申請面積の合計は159.55アール、

さんですが、申請面積は64.85アール、 さんですが、申請面積は27.26アール、 さんですが、申請面積は24.81アール、整理番号26 3の10から11につきましては、農用地利用集積円滑化団体である君津市農業協同組合のあっせんによる申請です。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。こちらに権利の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。 さんですが、申請面積は20.75アール、有限会社 ですが、申請面積は30.33アールとなっております。こちらの2件は売買による所有権移転でございます。 以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 討論はないようですので、討論を終結いたします。 採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

〔番委員着席〕

議案第5号 平成26年度袖ケ浦市農地の賃借料情報の提供について

○議長(中川喜一郎君) 次に、議案第5号 平成26年度袖ケ浦市農地の賃借料情報の提供についてを 議題とします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

鈴木君

○事務局(鈴木良宏君) 議案14ページをごらんください。農地の賃借料の情報について提案理由を説明させていただきます。

提案理由は、平成21年12月15日付で農地法等の一部を改正する法律が施行され、改正前の標準小作料制度にかわり、改正農地法第52条で、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、新たに農業委員会による農地の借賃料情報の提供が規定されましたので、提供するものであります。

情報の内容といたしましては、毎年1月から12月までの農地法第3条や農業経営基盤強化促進法の利用権設定による賃借料を集計し、地目別、地区別に10アール当たりの最高額、最低額、平均額、袖ケ浦市の平均額などを提供いたします。提供の方法といたしましては、農業委員会総会において賃借料情報を決定後、農業委員会のホームページ等に掲載するなどしてお知らせいたします。

説明は以上です。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第5号について、提案のとおり提供することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔 賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については提案のとおり提供することに決定いたしました。

議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認の件 〇議長(中川喜一郎君) 次に、議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の承認の件を議題といたします。

議案第6号について、事務局の説明を求めます。 森君。

○事務局(森 博君) 事務局、森です。議案第6号についてご説明いたします。

議案16ページをごらんください。農業委員会の適正な事務実施に基づき、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)を策定しましたので、農業委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、農業委員会の適正な事務実施についてにおいて、策定が義務づけられているものです。なお、本件については、平成26年3月7日付で送付させていただきまして、期間短くまことに申しわけございませんでしたが、3月14日までに何かご意見等あればお願いしたいとしておりましたが、ご意見等についてのご連絡はございませんでした。

内容に入らせていただきます。別紙様式1の1ページの法令事務に関する点検でございますが、(1)から(4)までございます。(1)、総会の開催日、公開である旨の周知状況、(2)、総会等の議事録の作製、(3)、議事録の内容、(4)、議事録の公表となっておりまして、これらにつきましては、それぞれ行っておるところでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。事務に関する点検の(1)、農地法第3条に基づく許可事務の年間処理件数の実績といたしまして、本日の総会の結果を踏まえた値としまして、処理件数を記載してございませんでしたけれども、先ほどの採決をもちまして47件、1年間の処理件数47件、許可件数が47件ということになります。

次に、事実関係の確認、こちらにつきましては、申請内容等確認し、申請地については現地確認等 行っております。

次に、総会等での審議でございますが、審査基準に適合するか否かの判断を区分ごとに実施しております。申請者への審議結果の通知でございますが、こちらの件数については、先ほどのとおり47件を実施してございます。

次に、審議結果等の公表でございますが、ホームページで議事録を公開しているところでございます。処理期間でございますけれども、標準処理期間を20日、実際の処理期間ですが、平均18日でございました。

次に、(2)、農地転用に関する事務でございますけれども、年間事務処理件数といたしましては、 先ほどの3条と同様に本日の総会の結果を踏まえた値としたく、処理件数記載してございませんでし たけれども、先ほどの採決をもちまして52件でございます。

次に、事実関係の確認、こちらにつきましては、添付書類の確認、農家台帳等あるいは現地調査によりまして、周辺農地への影響について確認をしております。総会などでの審議でございますけれども、許可基準等の適合の可否について審議し、あるいは関係法令等の申請状況を把握し、総合的に判断していただいております。審議結果等の公表につきましては、こちらもホームページで議事録を公表している状況でございます。処理期間としましては、標準として21日、処理平均としまして、実績で15日となっております。

次に、3ページに移らせていただきます。(3)、農業生産法人からの報告への対応でございますが、管内の農業生産法人は6法人でございます。うち報告書提出生産法人が6、督促を行った法人が4、督促を行った4法人全てからの提出がありました。

次に、(4)、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供につきましては、ホームページの公

表及び広報紙への掲載をしております。農地の権利移動の状況把握でございますけれども、どのような内容で情報提供するか、今後実施等を検討するということにしております。

次に、農地基本台帳の整備についてでございますが、データ更新につきましては、随時更新しております。

次に、4ページをお開きください。その他の法令事務ですが、農用地利用集積計画の決定ということで、年間処理件数を記載してございませんが、こちらも先ほどの採決をもちまして189件でございます。その他記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開きください。法令事務の遊休農地に関する措置に関する評価ですが、1の現 状及び課題に管内の遊休農地面積を記載しており、414ヘクタールでした。2の目標及び実績ですが、 対象目標は5ヘクタール、実績が2.6ヘクタールでした。

次に、3の目標に向けた活動の農地の利用状況調査ですが、農業委員さんに担当地区内の調査に同行いただきました。

遊休農地の所有者等への指導ですが、利用状況調査を行う前までの期間、遊休農地所有者に意向調査を実施しておりましたので、その期間が6月から8月、意向調査件数を指導件数として記載しておりますが、164件となっております。

次に、評価の案ですが、目標の達成はできませんでした。今後、活用の見込みのある農地についての活用策を検討していくことになろうかと思います。活動に対する評価の案ですが、今年度は皆様のご協力をいただき、利用状況調査を行うことができました。今後、農地中間管理機構の動きを見ながら、遊休農地解消に向け、意向調査を行ってまいりたいと思います。

次に、8ページをお開きください。促進等事務に関する評価の認定農業者等担い手の育成及び確保です。(1)、現状及び課題に記載しておりますが、農家数1,451戸、うち主業農家が269戸、農業生産法人6法人、認定農業者95経営体となっております。

目標及び実績ですが、認定農業者4経営に対して8経営の実績がありました。目標達成に向けた活動ですが、認定農業者として見込みのある農家へ制度説明を行うという計画に対して実施できました。次に、9ページをお開きください。担い手への農地の利用集積で、(1)、現状及び課題ですが、これまでの集積面積は239ヘクタールとなっております。目標及び実績ですが、9.3ヘクタールの目標に対し、11ヘクタールの実績がありました。(3)、目標の達成に向けた活動ですが、意向調査の実施、掘り起こし、あっせん活動を行いましたというようにしたいと思います。(4)、評価の案といたしましては、適当、良好としたいと思います。

次に、10ページになります。違反転用への適切な対応。違反転用の状況ですが、(1)、現状といたしまして、面積5.4ヘクタール、主な用途は、残土捨て場、資材置き場などとなっております。(2)解消の目標と実績ですが、0.5ヘクタールに対し、実績はゼロでございました。(3)、目標達成に向けた活動と実績ですが、是正指導・リーフレットの配布、農地のパトロールですが、おおむね実施

できました。評価の案ですが、是正されなかったということで、残念なのですけれども、そのとおりでございます。(4)の活動に対する評価の案ですけれども、指導したものの是正されないものがありまして、是正指導の強化をしてまいるというような評価になると思われます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

- ○16番(奥野政義君) この前も新規就農のときに意見として申し上げたのですけれども、要するに農地を借りたい人、または農地を貸したい人の連携、活動期間を含めて、農協等あるいは農業委員会、農業委員会のほうにも我々のときにもそうですが、年に1回農地を借りたいですか、貸したいですかというような問い合わせも来ます。そういうものを集積したものを、またどうやって、また貸したい人、借りたい人をつなぎ合わせていくのか、そしてそれがまたこの間もありましたけれども、新規就農の人もいます。そういう人にどう絡めていくかということをやっぱり、ただただ数字を集めるだけでなくて積極的にいろいろ対策を取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑ございますか。髙浦委員。
- ○3番(髙浦芳一君) 3番、髙浦です。今の奥野委員の発言、意向というのは、反映されるとしたら、 今回の計画案等のどの部分に入っていきそうでしょうか。参考にお聞きします。
- ○議長(中川喜一郎君) 森君。
- ○事務局(森 博君) こちらは25年度の結果ということなのですが、26年度の計画に反映するとしますと、このページでいきますと、6ページの遊休農地に関する措置、この中の農地の利用状況調査、この辺で利用できる農地があるのであればというところで、何か策を講じるというところになろうかと思われます。
- ○議長(中川喜一郎君) ほかにどなたか質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) ほかに質疑ないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第6号についての賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認の件 〇議長(中川喜一郎君) 次に、議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) の承認の件を議題といたします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 議案第7号についてご説明いたします。

議案17ページをごらんください。平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてをご説明いたします。こちらにつきましても、農業委員会の適正な事務実施に基づき、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を策定しましたので、農業委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由ですが、議案第6号と同様に、農業委員会の適正な事務実施についてにおいて策定が義務 づけられているものでございます。なお、本件につきましても3月7日付で送付させていただきまし て、ご意見等ということでございましたが、ご連絡はございませんでした。内容に入らせていただき ます。

初めに、別紙様式2の1ページですが、法令事務でございますが、遊休農地に関する措置の1の現 状及び課題ですが、現状については、管内の農地面積が2,935ヘクタール、遊休農地面積が414ヘクタ ール、割合につきまして14.1%となっております。

2の26年度の目標及び活動計画(案)でございますが、遊休農地解消面積を5へクタールと設定しました。考え方としまして、農用地区域内の遊休農地面積106へクタールの5%としたところです。 活動計画といたしましては、農業委員さんによりまして調査をお願いしたいと思います。

次に、2ページの促進事務の(1)の現状及び課題ですが、農家戸数が1,451戸、うち主業農家数が269戸、農業生産法人が6法人となっております。認定農業者数が95経営となっております。

(2)の26年度の目標案及び活動計画案ですが、認定農業者数は8経営となっております。活動計画案でございますが、農閑期に個別に制度説明を行うということになっております。

次に、3ページをお開きください。担い手への農地の利用集積、こちらの(1)、現状及び課題ですが、これまでの集積面積ですが239ヘクタール、集積率といたしまして8.14%です。課題といたしまして農業従事者の高齢化及び後継者不足による耕作放棄地の増加、機械化に伴う経費負担の増加というようなことかと思われます。

次に、26年度の目標案及び活動計画案でございますが、集積面積を9.5へクタールとし、目標案設定の考え方としまして、認定農業者1経営当たり10アールとしたところでございます。活動計画案ですが、リーフレット等を活用して利用権設定に係る制度周知徹底あるいはアンケートなどによる意向調査、また利用集積に向けた掘り起こし、担い手への利用集積のあっせん等々としております。

次に、4ページをお開きください。違反転用への適正な対応です。(1)、現状及び課題ですが、 違反転用面積ですが5.4ヘクタール、割合といたしまして0.18%となっております。課題としまして 古い事案が多く、既成事実化されておりまして、指導の効果が出ないというような状況です。残土の 不法投棄ですが、所在不明あるいは資金難から農地復元まで至らないケースが多くある状況です。

次に、(2)、26年度の目標案及び活動計画案ですが、違反転用の対象面積0.5ヘクタール、設定の考え方といたしまして、違反転用面積の約1割を見込んでございます。活動計画案ですが、是正指導といたしまして、違反転用者に対して是正の指導及び文書勧告を考えています。悪質事案につきましては、県と連携して対応をしたいと考えます。

次に、防止に向けた取り組みですが、こちらはリーフレットを配布し、注意を喚起する、あるいは 広報で違反転用防止の啓発を行うこと、あるいは農地パトロールを行うというふうなことになろうか と思います。

説明は以上です。

先ほど議案第6号でご意見をいただきました奥野委員、髙浦委員からのご意見につきましては、1 ページに記載する欄が見受けられませんけれども、このページに記載してまいりたいと考えます。

○議長(中川喜一郎君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。 議案第7号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(中川喜一郎君) 賛成全員でございます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

報告事項

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局(森 博君) 報告第1号についてご報告いたします。

議案11ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ケ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理をいたしましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は平成26年2月1日から平成26年2月28日までです。 報告は以上でございます。

○議長(中川喜一郎君) 報告は以上でございます。

暫時休憩いたします。

休 憩

再開

○議長(中川喜一郎君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

不祥事再発防止検討委員会について

- ○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第4、不祥事再発防止検討委員会についてに入ります。事務局に説明を求めます。森君。
- ○事務局(森 博君) 不祥事再発防止を検討する委員会につきましては、先月のこの総会にて設置を決定したところでございます。また、先月の総会の中において、委員会の取り扱いについては、会長に一任することが了解され、この委員会委員については、会長が指名したものと参加希望者は会長に申し出されたいとされたところであり、3月2日に指名委員と参加希望委員に事務局が加わり、第1回検討委員会が開催されました。この委員会については、その名称を前袖ケ浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会とし、委員の互選により委員長をさきに決定し、山口会長職務代理者が委員長に選任され、作業が進められているところであります。

それでは、山口委員長より当該委員会における審議経過の報告をお願いしたいと思います。

- ○議長(中川喜一郎君) 山口委員。
- ○前袖ケ浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会委員長(山口忠雄君) それでは、前袖ケ 浦市農業委員の不祥事に関する再発防止検討委員会について、これまでの経過等についてご報告いた します。

お手元の配付資料をごらんください。平成26年2月18日、千葉地方裁判所は、前袖ケ浦市農業委員のほか2名に農地転用をめぐる贈収賄事件で有罪判決を言い渡しました。この事件は、袖ケ浦市農業委員会の信頼を損ねたとともに、市民の信頼を失うこととなり、大変残念な事件であります。このことから裁判で明らかになった事実等を踏まえ、事件の原因の究明と再発防止を図るため、再発防止検討委員会が設置されました。検討委員会は、今月の3月2日に設置要綱を策定して設置されました。委員名は、ここに記載された農業委員9名と事務局であります。委員の構成は、25年度と26年度の研修委員長と副委員長、運営委員長と副委員長、会長と会長職務代理者、参加を申し出た委員1名及び事務局です。委員会の活動は、1つとして、今回の事件に係る事実関係の整理について、2つ目として、今回の事件と同様の事件の再発防止について、そしてその他についてです。

これまでの委員会開催の経過については、第1回委員会を3月2日に開催し、委員会の設置要綱の 策定をし、事件を把握するため、今後の活動方法について確認をいたしました。第2回委員会を3月 8日に開催し、前農業委員等への聞き取りと関係議案の審議経過の実態について確認をしました。第 3回委員会を3月15日開催し、前農業委員等への聞き取り内容の検証と関係議案の審議内容等の検証 を行い、報告書の形式について検討をいたしました。今後は、これらの調査内容を精査し、今月末を 目標に取りまとめる予定で進めてきましたが、公判記録を確認する作業に期間を要することが判明したことから、それらを確認した上で、4月末を目標として検討委員会としてご報告したいと考えております。

以上、ご報告いたします。

○議長(中川喜一郎君) 報告が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。 質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終了し、今後も検討委員会にて取りまとめの作業をしていくことについて異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(中川喜一郎君) 異議ないものとして今後も委員会にて検討をしていくことといたします。

その他

○議長(中川喜一郎君) 次に、日程第5、その他に入ります。事務局、何かございますか。はい、どうぞ。

○事務局長(小藤田光男君) 今年度といいますか、8月から農地利用状況調査を皆様方と一緒に行ったわけですが、この結果につきましては、総会終了後に説明したいと思います。あわせまして、冒頭会長のほうから、今回市議会本会議にて一般質問がありましたので、これについても質問と回答についてお話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(中川喜一郎君) ほかに委員の方から、どなたかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(中川喜一郎君) なしと認めます。

それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長(中川喜一郎君) これをもちまして、第14回農業委員会総会を閉会いたします。 午後5時00分 閉会